

香川県庁インターンシップ事務手続要領 <学生用>

この要領は、香川県庁のインターンシップ生として実習を希望する学生に必要な事務手続きを記載したものです。この要領をご理解の上、インターンシップナビかがわで事前登録のうえ、在籍する大学等のインターンシップ担当窓口を通じて応募してください。

「香川県庁インターンシップ参加申込書」の様式や実習コースについては、香川県庁ホームページでご確認ください。

香川県庁HP → 県政基本情報 → 組織・職員・採用
→ 香川県庁インターンシップ
http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8_3/dir8_3_1/index.shtml

インターンシップナビかがわ → 「香川県庁」で検索
→ 必要事項を入力し、事前登録（別途参加申込書の提出が必要です）
<https://internnavi-kagawa.jp/>

1. 実習を希望する学生が作成（提出）する書類

- ① 「香川県庁インターンシップ参加申込書」を在籍する大学等のインターンシップ担当窓口へ提出してください。香川県庁では、学生個人から直接の応募は受け付けていません。応募方法については、在籍する大学等のインターンシップ担当窓口にお問い合わせください。
- ② 大学等を通じて香川県に提出した「香川県庁インターンシップ参加申込書」は返却しませんので、予めご了承ください。「香川県庁インターンシップ参加申込書」に記載した情報は、香川県インターンシップの円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。

2. 「香川県庁インターンシップ参加申込書」の作成上の留意事項

- ① 実習日程の全てに出席できる方のみご応募ください。
実習期間の初日の午前中に全体説明会を実施（詳細は参加決定後に通知）し、実習コース毎にインターンシップ生の実習プログラムを作成しますので、出席できない日があれば実習そのものに支障を来すことになります。大学等の講義や試験日程等をご確認の上、ご応募ください。
- ② 受入人数に限りがあるため、応募者多数の場合は大学3年生、大学院1年生を優先させていただいたり抽選などにより参加者を決定します。
「実習コース一覧」に記載する「コースNo.」を、第1希望から第3希望まで記入してください（事務職コースの場合は、希望する部局を第3希望まで記入してください）。

記入がない場合は、香川県庁インターンシップ事務局で実習コースを決定します。

抽選等により実習コースへの参加希望がかなわない場合に備え、ミニインターンシップ（1日コース）への参加を併願することもできます。

3. 参加の決定及び保険の加入について

- ① インターンシップ参加の可否については、在籍する大学等の代表者に通知します。（7月上旬～中旬頃予定、香川県庁では学生や関係者からのお問い合わせにはお答えできません）。

- ② 参加が決定した学生には、誓約書と傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを在籍する大学等を通じて提出していただきます（7月下旬頃予定）。

インターンシップ生として決定した場合は、速やかに大学等所定の傷害保険及び賠償責任保険に必ず加入してください。

4. インターンシップ生の修了証明書等について

- ① 参加決定後、実習に伴う修了証明書等の発行が必要な場合は、その旨を在籍する大学等のインターンシップ担当窓口へ報告し、所定の手続きを行ってもらうよう依頼してください。

上記3. の保険加入の証明書類とともに、大学等の窓口を通じて連絡いただくことになっていきます（インターンシップ生が直接、県庁の実習所属に修了証明書の発行を依頼することのないようにしてください）。

- ② 大学等のインターンシップ担当窓口より、予め香川県総務部人事・行革課長あてに修了証明書等の発行依頼がない場合には、作成はできません。

5. 報酬等

香川県は、インターンシップ生に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も負いません。

6. その他

- ① 参加決定後に辞退されますと、他の応募者に変な迷惑がかかりますので、全実習日程に必ず出席できる方のみご応募ください。

- ② 参加決定までの間に、連絡事項がある場合は、原則として、大学等の担当窓口を通じて連絡します。また、「香川県庁インターンシップ参加申込書」の提出後、講義及び試験などの理由により「実習に従事できない日」が生じた場合等は、直ちに各大学等のインターンシップ担当窓口へ連絡してください。